

深川市農業委員会総会議事録
(第 1 1 回)

平成31年2月25日

開会 9時30分

閉会 10時11分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	藤原政行	—	○
2	山田正信	○	
3	渡辺博徳	○	
4	小倉孝一	○	
5	五十川弘之	○	
6	荒井政明	○	
7	鈴木陽志	○	
8	清水正勝	○	
9	野中和弘	○	
10	金谷道宏	○	
11	青木実	○	
12	山川功	○	
13	星野サチ子	○	
14	清水義博	—	○
15	坂谷内智之	○	
16	安村一稔	○	
17	岡田徹	○	
18	伊藤裕美	○	
19	中川幸生	○	
20	赤澤晃光	—	○
21	池田斉	○	
22	大川広志	○	
23	塩尻総徳	○	
24	安藤順三	—	○
25	野上晃	○	
26	菊入等	○	
27	曾我部透	○	

第11回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 1 開催日時 | 平成31年2月25日（月）9時30分 |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室 |
| 3 出席委員 | 山田 正信委員 外22名 |
| 4 説明員 | 矢櫃局長・古村主幹・畑山主査・河崎主任・田所主事・大西調査員 |
| 5 書記 | 大西調査員 |

矢櫃局長

開会宣言（9時30分）

おはようございます。只今から平成30年度第11回深川市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会におきましては、藤原委員、清水義博委員、赤澤委員、安藤委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。それでは会長よりご挨拶をいただきまして議事に入らせていただきます。

菊入会長

おはようございます。2月も残り3日となりました。3月を目前にして太陽も高くなり、このところの天気で除雪作業が始まってきたようで、私も作業を始めたところです。

深川市の予算案が示されまして、3月4日から始まる市議会の中で審議されることとなります。農業委員会から強く求めています非農用地利活用事業に対する予算が要求どおり可決されることを願っています。また国の予算案も提出されまして今月20日の北海道農業会議の常設審議委員会の中で農業予算の概要について説明を受け、中間管理事業の5年後見直しによる制度の一部を改正する法律案や農林水産関係税制改正に関する案件についても今国会に提出されるようであります。5月27日の北海道選出国会議員要請集会や引き続き全国農業委員会会長大会が開催されますことから、それらに向けて北海道農業会議の中で要望意見を取りまとめ、今後の要請活動の準備をしているところであります。このことについては先日の農政特別委員会の中で2020年度にむけた農業政策と予算に関する要望意見や農林関係税制改正要望についての協議を行い深川市農業委員会としての考え方をまとめたところでありまして、後ほど農業委員協議会の中でお諮りしたいと思います。

それでは平成30年第11回目の深川市農業委員会総会に入っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。

13番星野委員、15番坂谷内委員を指名します。

菊入会長

日程第2、諸般報告、はじめに（1）農業行政報告を局長から報告します。

矢櫃局長

今月開催しました農地・農事相談会について報告をさせていただきます。

本相談会は農民特別委員会委員を中心に事務局職員との相談業務とともに北海道農業会議から相談員の派遣などの協力もいただきながら、農業者年金加入者の方々に年金制度及び年金受給のための手続き方法や農地の取得、賃貸、贈与など幅広く農業経営全般に関する相談に応じる機会とすることを趣旨として毎年開催しているものでございます。

今回につきましては北海道農業会議から総務・企画担当次長の幡野千春様にも相談員としてお越しいただき、2月1日金曜日午前10時から12時までを午前の部として深川及び一已地区を対象に、また午後1時から午後3時半までを午後の部として納内、音江、多度志の各地区を対象に市健康福祉センターデ・アイ2階研修室等にて開催したところでございます。

相談者数について申し上げますと深川地区が4名、一已地区と納内地区、多度志地区は各1名、音江地区は5名の計12名で、年金相談を主とした方が5名、農地相談を主とした方が7名でございました。この相談人数は平成20年度には43名だったものから比べ

<p>菊入会長 矢櫃局長</p>	<p>ると大きく減少しており、一部年度を除き全体的には年々減少傾向でございます。 以上、1件ご説明申し上げ農業行政報告とさせていただきます。 続いて(2)農業委員会業務報告を局長から報告します。 それでは私から1月25日の総会以降、本日の総会前までの主な業務について、ご配付の業務報告書に基づき報告させていただきます。 1月25日、第10回深川市農業委員会総会をデ・アイ研修室で開催し、総会終了後に、プラザ富士屋にて市長を始めとする来賓の方々をお招きし、また還暦とられました2名の委員をお祝いしました農業委員会新年交礼会を、農業委員連絡会主催により開催したところでございます。28日、深川市農業者年金受給者の会総会が日の出会館で開催され来賓として会長職務代理者が、また当会事務局として私と主幹が出席しております。同日、北海道農業者年金協議会の主催による全道農業者年金研究会が、また翌29日には北海道農業会議の主催による農業委員会活動強化研修会がいずれも札幌市にて開催され、会長ほか5名の委員と河崎主任がそれぞれ参加しております。30日、北海道農業会議主催による女性農業委員・農地利用最適化推進委員活動強化研修会が札幌市で開催され星野委員と畑山主査が参加しております。31日、北空知農業後継者育成支援協議会主催による北育ち元気塾閉講式が、きたそらち農協本所にて開催され主幹が出席しております。同日、深川市工業等開発審議会が商工会議所で開催され会長が副会長として出席しております。同じく31日、農業委員OB会が日の出会館にて開催され会長職務代理者と事務局として私と主幹も出席しております。 2月に入りまして、1日には先程農業行政報告の中でお話しをさせていただきました農地・農事相談会を開催しております。5日、北海道農業会議主催によるブロック別農地業務担当職員研修会が札幌市で開催され田所主事が参加しております。6日、空知農業委員会連合会役員会が開催され会長が当連合会の会長として出席し、当連合会事務局である私と主幹も同席しております。14日、農政特別委員会を開催しております。19日、深川市農業センター試験成績検討会がこの場所で開催され会長と主幹が出席しております。同日、農地特別委員会を開催しております。20日、北海道農業会議第10回常設審議委員会が札幌市にて開催され会長が委員として出席しております。21日、農地中間管理事業の5年後の見直し等説明会が岩見沢市にて開催され河崎主任が参加しております。同日、深川市農業者年金受給者の会役員会がプラザ深川にて開催され私が事務局として出席しております。 以上、農業委員会の主な業務についてご説明申し上げまして業務報告とさせていただきます。</p>
<p>菊入会長</p>	<p>日程第3、委員会報告に入ります。(1)農政特別委員会開催結果報告を伊藤委員長から報告願います。</p>
<p>伊藤委員長</p>	<p>(資料に基づき説明)</p>
<p>菊入会長</p>	<p>報告が終わりましたが質疑等はありませんか。 (「なし」という声あり)</p>
<p>菊入会長</p>	<p>それでは質疑なし、ということですので農政特別委員会開催結果報告を承認します。 続いて(2)農地特別委員会開催結果報告を小倉委員長から報告願います。</p>
<p>小倉委員長</p>	<p>(資料に基づき説明)</p>
<p>菊入会長</p>	<p>報告が終わりましたが質疑等はありませんか。 (「なし」という声あり)</p>
<p>菊入会長</p>	<p>それでは質疑なし、ということですので農地特別委員会開催結果報告を承認します。</p>
<p>菊入会長</p>	<p>次に、日程第4、報告に入ります。</p>

田所主事	<p>はじめに、報告第1号調整委員の指名について、事務局から説明願います。</p> <p>農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により記載のとおり調整委員を指名しましたので報告いたします。</p> <p>今月は15件で、番号1番から5番までが賃貸借に係るあっせん申し出で、番号6番から15番までが売買に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は番号1番から13番までが平成31年2月1日、番号14番が平成31年2月8日、番号15番が平成31年2月15日です。</p> <p>あっせん申出者、土地の所在などその他詳細につきましては記載のとおりです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが質疑等はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なし、ということですので報告第1号を報告のとおり承認します。</p> <p>続いて、報告第2号農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局から説明願います。</p>
畑山主査	<p>平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧法施行規則第26条の規定及び農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受取り農業者年金基金へ提出いたしましたので報告いたします。</p> <p>今月は5件で、番号2番、4番が旧法分、番号1番、3番、5番が新法分です。</p> <p>受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが質疑等はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なし、ということですので報告第2号を報告のとおり承認します。</p> <p>続いて、報告第3号新農業者年金特例付加年金裁定請求について、事務局から説明願います。</p>
畑山主査	<p>農業者年金基金法施行規則第15条の規定に基づき記載の方から特例付加年金の裁定請求書を受取り農業者年金基金へ提出いたしましたので報告いたします。</p> <p>今月は1件です。受給権者の氏名、生年月日、基金への提出年月日、支給年月、農業廃止年月日等につきましては記載のとおりです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが質疑等はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なし、ということですので報告第3号を報告のとおり承認します。</p>
菊入会長	<p>次に、日程第5、議案に入ります。</p> <p>はじめに、議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
田所主事	<p>記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので審議をお願いいたします。</p> <p>今月は4件です。番号1番と2番は貸主が売買するための解約、番号3番と4番は貸主が貸付地を北海道農業公社に売り渡す前提での解約です。</p> <p>合意解約日と土地の引き渡し時期については番号1番と2番が平成31年2月1日、番号3番が平成31年2月8日、番号4番が平成31年2月15日です。</p> <p>解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりとなっています。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p>

菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なし、ということで議案第1号は原案のとおり決定します。</p> <p>続いて、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
畑山主査	<p>記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利移転び設定に係る許可申請書の提出がありましたので許可の適否について審議をお願いいたします。</p> <p>今月は6件で、申請地及び申請人氏名、理由、譲受人経営概況等については記載のとおりです。番号1番は財務省が所有している農地を隣接する農地を耕作している方に売り払うものです。番号2番は後継者に経営移譲するため使用貸借するもので期間は11年です。番号3番は譲渡人が高齢で耕作不能のため経営拡大を図る譲受人に農地を売買するものです。番号4番は後継者が農地所有適格法人を新規設立したことに伴い農地が返還されるため、改めて法人と使用貸借するもので期間は30年となっています。番号5番は個人経営から転換して農地所有適格法人を新規設立したことに伴い、法人構成員から農地を使用貸借するもので期間は30年となっています。なお一昨年4月より農地所有適格法人の新規設立による農地特別委員会での審議については個人経営から法人経営へ転換するために法人を設立する場合で、かつ農地所有適格法人の要件を満たしている場合は農地特別委員会の審議の対象外となっています。今回の法人が農地所有適格法人の要件を満たしていることは事務局にて確認済です。番号6番は譲受人に貸し付けていた農地をそのまま同一人に売買するものです。</p> <p>以上の申請につきまして地元の委員さんの意見をお伺いしておりますが周辺の農地への影響はないと報告いただいております、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしています。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なし、ということで議案第2号は原案のとおり決定します</p> <p>続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
河崎主任	<p>農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により所有権移転に係るあっせん申し出があったもののうち、同法第16条第1項による中間管理機構への買入協議が必要と認められたものにつき深川市長に要請するため審議をお願いします。</p> <p>今月は2件で、買入協議が必要な理由は買入希望者が資金調達等の理由により速やかな買入れが不可能なためです。この2件につきましては来月の農業委員会総会におきまして北海道農業公社が買入れる予定となっています。</p> <p>買入れ協議に係る農用地、あっせん申出者の氏名、申出年月日等については記載のとおりとなっています。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なし、ということで議案第3号は原案のとおり決定します。</p> <p>続いて、議案第4号農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>

田所主事	<p>農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により記載の方に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため審議をお願いいたします。</p> <p>今月は28件で、番号1番から6番までが賃貸借の案件、番号7番から28番までが売買の案件です。番号1番、2番、5番は合意解約等により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は番号1番が10年間、番号2番と5番が5年間です。番号3番は出し手が老齢により経営を縮小するもので期間は5年間です。番号4番は出し手の経営合理化のため経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので期間は10年間です。番号6番は受け手が農地売買等支援事業の一時貸付により経営拡大を図るもので期間は5年間です。</p> <p>番号7番以降は売買の案件です。番号7番と13番は出し手が老齢により経営縮小するため経営拡大を図る受け手に売買するもので資金対応はどちらもL資金です。番号8番、11番、15番、16番は合意解約等により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、その内番号8番は併せて残地も処分するものです。資金対応は番号8番と15番がL資金、番号11番と16番が自己資金です。番号9番、12番、14番は貸付地をそのまま受け手に処分するものでその内12番は併せて残地も処分するものです。資金対応は全て自己資金です。番号10番は出し手の残地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので資金対応は自己資金です。番号17番から28番までは農地売買等支援事業の買い入れです。出し手理由といたしましては、番号17番、20番、23番、25番、27番、28番は返還された農地を処分するため、その内番号23番、25番は併せて残地も処分するものです。番号18番、24番、26番は出し手が経営移譲するため、番号19番、21番、22番は老齢により経営縮小するためです。これらはいずれも先月の総会において買入協議の要請をしたものです。</p> <p>以上、利用権を設定する農用地及び内容などその他詳細につきましては記載のとおりとなっており、これらの内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号3番で岡田会長職務代理者、番号4番で小倉委員の議事参与を制限します。それでは質疑を受けます。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第4号は原案のとおり決定します。</p>
古村主幹	<p>続いて、議案第5号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
古村主幹	<p>記載の方より農地法第4条の規定による農地転用の許可申請書の提出がありましたので、意見を添え送付のため審議をお願いいたします。</p>
古村主幹	<p>今月は1件で、許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。</p>
古村主幹	<p>申請地は農振農用地区域内にありますが用途区分変更手続き中です。申請理由としては農業用施設及び駐車場を建設し、隣接する宅地と本件転用地を併せて一体で施設を建設するもので、農地法第4条第6項ただし書きにより農用地区域内農地を農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合に該当し転用止むを得ないとするものです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第5号は原案のとおり決定します。</p>

<p>古村主幹</p>	<p>続いて、議案第 6 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p> <p>記載の方より農地法第 5 条の規定による農地転用のための権利移転の申請書提出がありましたので意見を添え送付のため審議をお願いいたします。</p> <p>今月は 1 件です。許可申請地、転用目的等は記載のとおりで、農地特別委員会で事前協議し本総会で委員会報告しているものです。</p> <p>申請の理由は譲受人が保育園を建て替え新築しようとするもので譲渡人がこれに賛同したものです。また申請地は都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められた地域であり、運用通知第 2 の 1 の (1) のエの (ア) の b の (c) により用途地域が定められた土地であるため第 3 種農地に該当し許可相当と認められるものです。説明は以上です。</p>
<p>菊入会長</p>	<p>ここで総会を暫時休憩します。農業委員協議会に入ります。</p> <p>(協議会 10時02分から10時08分まで)</p>
<p>菊入会長</p>	<p>総会を再開します。</p> <p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
<p>菊入会長</p>	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
<p>菊入会長</p>	<p>それでは異議なし、ということで議案第 6 号は原案のとおり決定します。</p> <p>続いて、議案第 7 号農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
<p>大西調査員</p>	<p>記載の方より農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告がありましたので農地所有適格法人としての適否について審議をお願いします。</p> <p>今回報告のありました法人数は 1 件で法人名、所在地は記載のとおりです。この法人については定期報告書及び添付書類について確認したところ農地所有適格法人としての組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全ての要件を満たしていると認められるものです。説明は以上です。</p>
<p>菊入会長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
<p>菊入会長</p>	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
<p>菊入会長</p>	<p>それでは異議なし、ということで議案第 7 号は原案のとおり決定します。</p> <p>以上で議事はすべて終わりましたので平成 3 0 年度第 1 1 回深川市農業委員会総会を終了します。</p> <p>(総会終了 10時11分)</p>